

市第 199 号議案 横浜市老人福祉施設条例の一部改正

1 提案理由

老朽化等の課題に対応するため、新たに整備された養護老人ホーム「野庭風の丘」(港南区)への入所者の移転に伴い、横浜市名瀬ホームを廃止します。

また、『地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律』(平成 26 年法律第 83 号)の制定により、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の一部が改正され、平成 28 年 4 月 1 日に施行されます。

このため、横浜市老人福祉施設条例(昭和 38 年 12 月横浜市条例第 43 号)の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 横浜市名瀬ホームの廃止に係る改正

平成 27 年度末に横浜市名瀬ホームを廃止するため、条例から削除します。

<横浜市名瀬ホームの概要>

名 称	横浜市名瀬ホーム
所 在 地	横浜市戸塚区名瀬町 791 番地
開所年月日	昭和 54 年 9 月 1 日

なお、横浜市名瀬ホーム入所者については、平成 28 年 2 月 1 日に開所した社会福祉法人神奈川県匡済会が運営する「野庭風の丘」へ全員が移転します。

(2) 介護保険法第 8 条の項のずれに係る改正

介護保険法第 8 条第 17 項として、新たに地域密着型通所介護に係る条項が加わるため、同法第 8 条第 17 項以降の各項を引用している項のずれの修正を行うものです。

3 条例の施行予定日

平成 28 年 4 月 1 日